

- 第Ⅰ章 総則
- 第Ⅱ章 獣医師
- 第Ⅲ章 馬のウェルフェアに対する責任
- 第Ⅳ章 日馬連競技会における獣医関連事項
- 第Ⅴ章 ホースインスペクション
- 第Ⅵ章 アンチ・ドーピングおよび治療規制
- 第Ⅶ章 競技期間中の馬の治療
- 第Ⅷ章 競技場の施設整備および管理・獣医サービス

第Ⅰ章 総則

(通則)

第1001条 本規程は、公益社団法人日本馬術連盟（以下、日馬連）が主催または公認する競技会および国民スポーツ大会馬術競技会（以下、日馬連競技会）における参加馬の健康とウェルフェアの維持管理および競技の公正確保を目的に、「FEI 獣医規程」および「FEI 馬アンチ・ドーピングおよび治療規制規程」、「日馬連馬アンチ・ドーピングおよび治療規制に関する規程（以下、J-EADCMR）」等の関連諸規程に従って、日馬連および日馬連競技会における獣医関連事項について定める。

2. 本規程に定められていない事態が発生した場合、獣医師団長は競技場審判団長と協議し、本規程や日馬連が定める関連諸規程の精神に則って、対応策を決定するものとする。ただし、その決定は当該競技会期間中に限り有効である。

(日馬連獣医委員会)

第1002条 日馬連獣医委員会（以下、獣医委員会）は、前条の目的を達成するために、本規程の定めにより日馬連および日馬連競技会における獣医関連業務の施行運営を統括する。

2. この規程を改廃する必要があるときは、獣医委員会の発議により理事会の承認を得て行うものとする。

(馬の伝染病の予防)

第1003条 獣医委員会は、日馬連競技会における伝染病の予防およびまん延防止に資するため、日馬連登録馬が順守すべき「馬インフルエンザ予防接種実施要領」を定める。

2. 競技に出場しなくても日馬連競技会場に入る馬は、前項に定める予防接種要件を満たしていなければならない。

3. 日馬連主催競技においては、当該競技会場を管轄する家畜保健衛生所に事前に開催を通知する。

4. 何らかの伝染病／感染症の臨床所見を呈している馬、またはそれらの馬と接触した馬は、日馬連競技会場への入厩が認められない。獣医師団長は当該競技会場を管轄する家畜保健衛生所に報告する。
5. 日馬連競技会場においては繁殖行為を行うことができない。

第Ⅱ章 獣医師

(獣医師)

第 1004 条 獣医師とは、日本国の獣医師法（以下、獣医師法）に基づく獣医師資格を有する者をいう。

2. 獣医師法に基づく獣医師資格を持たない者であっても FEI オフィシャル獣医師（FEI が認定する資格を有する）または FEI 認定治療獣医師としての有資格者にあつては日馬連競技会の獣医業務に従事することができる。ただし、獣医師法に基づく獣医師資格を取得しない限り治療行為はできない。

(オフィシャル獣医師)

第 1005 条 日馬連競技会に臨場し、競技会獣医管理業務を担当する獣医師をオフィシャル獣医師という。オフィシャル獣医師は、日馬連の競技会関連規程（「日馬連獣医規程」および J-EADCMR 等）を理解し、順守しなければならない、馬のウェルフェアの尊重と防疫、競技の公正に関して、獣医師の立場で主催者または審判団に対して必要な助言を行う。

2. オフィシャル獣医師の区分は以下のとおりとする。

(1) 獣医師団：J-EADCMR の適用、馬の参加適性やウェルフェアを監視、確保する責務を負う。複数の獣医師で構成される場合は代表 1 名を団長とする。

(2) ホールディングボックス獣医師：ホースインスペクション（以下、インスペクション）の際、ホールディングボックスにおいて確認検査を行う。救護獣医師がこれを兼務することができる。

(3) 検体採取獣医師：ドーピング検査が行われる競技において、一連の検体採取業務を実施する。獣医師団が兼務することができる。

(4) 救護獣医師：競技馬の診断および治療に対応する。ホールディングボックス獣医師の業務にあたることができる。

3. 日馬連主催競技会またはドーピング検査を実施する競技会、または競技会規程に別に定めがある場合は、獣医師団と救護獣医師の兼務は認めない。上記以外の日馬連公認競技会においては獣医師団と救護獣医師を兼務することができる。

4. オフィシャル獣医師は、当該競技会における他のいかなる役職にも従事することはできない。

5. オフィシャル獣医師は、その職務する日馬連競技会において競技者または監督・コーチ等チームの一員となることはできない。これは同じ競技会内で行われる非公認競技も含む。

(獣医師団)

第 1006 条 獣医師団の職務は以下のとおりとする。

- (1) 入厩馬の「馬の検査・注射・薬浴・投薬証明手帳」(以下、健康手帳) および日馬連乗馬登録証(以下、乗馬登録証)を査閲し、個体識別および健康確認を行う。
 - (2) 競技場における馬の防疫・衛生環境を監視し、主催者に助言・勧告する。
 - (3) 競技参加馬の参加適性について必要に応じて専門的見解を示す。
 - (4) インспекションが行われる競技においては、インспекションパネルの一員として専門的見解を示す。
 - (5) ドーピング検査が行われる競技において、検体採取獣医師が指名されていない場合は、一連の検体採取業務を実施する。
 - (6) ブーツ検査が行われる競技においては、検査に立ち会い、必要に応じてスチュワードおよび競技場審判団長に助言する。
2. 獣医師団は、原則として 1 名は最初の馬が入厩する以前に競技場に臨場していなければならない。ただし、主催者または競技会場の厩舎管理担当者および臨場している救護獣医師と緊密な連絡が取れる態勢を維持すればこの限りではない。
3. 獣医師団長は、馬のウェルフェアに対する主催者の責任が果たされていないことを確認した場合または対応が不十分な場合、主催者に対し改善を勧告する。また、それらの事項について競技場審判団長に報告する。
4. 獣医師団長は、伝染病や感染症の発生に際して、主催者、競技場管理者、競技場を管轄する家畜保健衛生所等の指示により防疫のための手段を講じなければならない。
5. 臨場した日馬連競技会について所定の様式で日馬連に報告する。日馬連主催競技会においては 1 週間以内に、公認競技会においては各種目の公認競技会規程に定める期限までに、事務局宛に提出すること。

(救護獣医師)

第 1007 条 救護獣医師の職務は以下のとおりとする。

- (1) 競技馬の病気・外傷および事故に対応して診断し、獣医師団長に報告する。
 - (2) 必要に応じて競技馬の治療(保健治療を含む)にあたる。
 - (3) 診療実績(診断のみの場合を含む)は獣医師団長に書面で報告しなければならない。
2. 救護獣医師は、最初の馬が入厩する以前に競技場に臨場していなければならない。

(プライベート獣医師)

第 1008 条 日馬連競技会に参加する馬管理責任者が常同し、その馬管理責任者の管理馬の診療を担当する獣医師をプライベート獣医師という。

2. プライベート獣医師は、競技会場に入場するときは、獣医師団長に入場届を提出し許可を受けなければならない。治療報告書を提出しなければならない。
3. プライベート獣医師は、オフィシャル獣医師を含む当該競技会のいかなる役職にも従事することはできない。

4. プライベート獣医師は、その職務する日馬連競技会において競技者となることはできない。これは同じ競技会内で行われる非公認競技も含む。

5. 担当する馬がドーピング検査対象となったときは、当該馬の管理責任者の要請を受けて検体採取獣医師の監督下で血液検体の採取作業を実施することができる。ただし、採取した検体の処理は検体採取獣医師が行う。

(検体採取補佐)

第 1009 条 検体採取補佐は検体採取獣医師を補佐する。検体採取補佐は検体採取獣医師が指名する。

2. 検体採取補佐は、検体採取獣医師の指示の下で以下を実施することができる。

- (1) 馬管理責任者に、管理下にある馬が検査対象になったことを通告する。
- (2) 検査対象に選ばれた馬に同行して検体採取馬房へ誘導する。
- (3) 尿を採取する。
- (4) 輸送用バッグに検体を梱包して入れる。

3. FEI 検体採取技術者資格を有する者にあつては、上記に加えて以下を実施することができる。

- (1) 血液採取において検体採取獣医師を補佐する（血液採取は自身の資格に関わらず不可）。
- (2) 検体採取フォームへの記入を補佐する。ただし、フォームへの署名は検体採取獣医師が行う。

第三章 馬のウェルフェアに対する責任

(主催者)

第 1010 条 主催者は、獣医師団および救護獣医師として最小限各 1 名をおこななければならない。ただし、公認競技会については獣医師団と救護獣医師を兼任することができる。

2. 主催者は、公益社団法人日本装蹄協会認定装蹄師 1 名を大会装蹄師として配置しなければならない。

3. 主催者は、競技会場への入厩時において、当該競技会場に入厩するすべての馬に関して第 1013 条に定める入厩検査を実施しなければならない。なお、入厩検査の実務は獣医師団、または獣医師団長が指名したオフィシャル獣医師がこれにあたる。

4. 主催者は、競技場の獣医設備と厩舎施設について、第Ⅷ章に定める事項を順守しなければならない。

(馬管理責任者)

第 1011 条 馬管理責任者は、原則としてその競技会での当該馬の騎乗者（競技者）とする。ただし、騎乗者に加えて、オーナー、グルーム、トレーナーおよび獣医師などのサポートスタッフも馬管理責任者とみなされることがある。

2. 馬管理責任者は、競技出場への準備段階や馬の調教段階、競技終了後のいずれの時点に

においても馬のウェルフェアを優先し、適正な獣医療、馬のコンディション、競技参加適性、種々の事務手続き等について、責任を負わなければならない。

3. 国民スポーツ大会（以下、国スポ）では、前項の責任は馬管理責任者とチーム監督が負うものとする。
4. 馬管理責任者は自身が管理する馬について厳格な責任を負う。参加する競技会に適用される各種規程を自身が熟知し順守するとともに、サポートスタッフが熟知し順守することについても責任を負う。
5. 馬管理責任者は、別途定める日馬連馬インフルエンザ予防接種実施要領を順守し、健康手帳、乗馬登録証の記載事項が適正かつ有効であることに責任を持たなければならない。
6. 馬管理責任者は、競技会期間中に馬が家畜伝染病予防法に基づく法定伝染病および監視伝染病（以下、伝染病）を疑わせる異常や徴候を示したときは、可及的速やかに獣医師団長に報告しなければならない。
7. ドーピング検査あるいは獣医検査の受検を命じられた馬管理責任者は、検体採取獣医師／獣医師団長の許可が得られるまで当該馬を担当するオフィシャル獣医師の管理下に置かなければならない。

第IV章 日馬連競技会における獣医関連事項

（乗馬登録証等の査閲）

第 1012 条 馬管理責任者は、日馬連競技会または国内で開催される FEI 競技会に参加する際は健康手帳と乗馬登録証を携行し、入厩時にそれらを主催者に提出しなければならない、獣医師団はそれらを査閲しなければならない。

2. 個体識別作業において被検馬が競技参加を申し込んだ馬と異なることが判明したとき、または個体識別作業を拒否したときは、獣医師団長に報告されなければならない。獣医師団長は競技場審判団長と協議したうえで、入厩を拒否、または退厩させることができる。
3. 主催者は、提出された乗馬登録証等の諸証明書を当該競技会の期間中保管しなければならない。

（入厩検査）

第 1013 条 入厩検査は下記について実施する。

- (1) 個体識別：乗馬登録証を査閲して、入厩馬の個体識別を行い、乗馬登録証と実馬の一致を確認する。
- (2) 予防接種履歴確認：健康手帳に基づき、入厩馬が日馬連馬インフルエンザ予防接種実施要領に定める要件を満たしていることを確認する。
- (3) 獣医検査：到着時の馬の健康状態について、可能な限り臨床症状の有無を確認するとともに、主催者や競技場管理者が別途獣医検査の実施の必要性を認めた場合は、その検査の実施に協力する。

2. 国スポにおいては、前項の定めに係わらず、開催都道府県は日馬連との協議により、別

途、予防接種および馬事衛生の要項を策定することができる。

3. 入厩検査で日馬連馬インフルエンザ予防接種実施要領に規定された要件を満たしていないことが判明したときは、入厩を拒否、または退厩させることができる。

(獣医検査)

第 1014 条 獣医師団は、馬の健康状態を確認するために、日馬連競技会の期間中に随時、獣医検査を行うことができる。

2. 前項の獣医検査は次のとおりとする。

- (1) 乗馬登録証等の諸証明書特徴記載事項に基づく馬の個体識別
- (2) 日馬連馬インフルエンザ予防接種実施要領に基づく予防接種歴等の確認
- (3) 乗馬登録証等の諸証明書の記載内容の正確性の確認
- (4) 伝染病に罹患している馬との接触機会の有無や、伝染病に罹患していないことの確認
- (5) 競技参加適性にかかわるおそれのある疾病の確認
- (6) その他、馬の一般的な健康状態の確認

3. 獣医検査により以下の事実が判明したときは、獣医師団長の勧告に基づき、競技場審判団長は、当該馬を失権または失格とする。

- (1) 競技参加適性がないと判断されたとき
- (2) 妊娠 4 ヶ月以降の牝馬または仔馬を伴った牝馬
- (3) 第 1028 条に定める禁止処置を施されている馬
- (4) 個体識別の結果、入厩馬が登録馬と異なることが判明したとき

(競技会場外への馬の移動)

第 1015 条 獣医師団長の許可がない限りは、競技会期間中に競技会場の外へ馬を移動させることはできない。

第V章 ホースインスペクション

(インスペクションの実施)

第 1016 条 ホースインスペクションは馬の競技参加適性を確認するためのものである。実施する競技会においては、実施要項に則って対象競技開始前 24 時間以内に実施する。

(インスペクションパネル)

第 1017 条 インスペクションパネルは、競技場審判団と獣医師団の各団長を含む代表者 2 名以上で構成し、その団長は競技場審判団長が務める。

(インスペクションの環境)

第 1018 条 主催者は観衆から適切な距離をおいてインスペクション会場を設置し、安全で速やかな被検馬の入退場経路を確保しなければならない。

2. 主催者は、インスペクションの実施に必要な外貌検査、歩様検査、ホールディング検査を実施するために必要な場所を準備しなければならない。

(歩様検査を実施する路面)

第 1019 条 歩様検査を実施する路面は、インスペクション実施中に終始一定の状態を維持していなければならない。

2. 歩様検査を実施する路面は、固く平らで清潔であり、滑りにくい状態を終始保っていなければならない。

3. 歩様検査を実施する路面の長さは、原則として直線 30m 以上とする。ホースインスペクションをインドアで実施するという例外的な状況においては、事前に獣医師団長、競技場審判団および技術代表（臨場している場合）の許可を得て、25m 以上を確保して距離を短縮することができる。

(ホールディングボックス)

第 1020 条 ホールディングボックスは、インスペクション会場に隣接した別の場所に設置しなければならない。

2. ホールディングボックスは、インスペクション歩様検査場と同じ状態の路面でなければならない。可能であればインスペクションエリアからは見えないほうが良い。

(日馬連競技会におけるインスペクションの実施時期と回数)

第 1021 条 日馬連競技会におけるインスペクションの実施時期と回数は、次のとおりとする。

(1) 競技会実施要項に実施回数と実施時期が明記されたインスペクションは、その競技実施要項の定めに従って実施する。

(2) 競技会実施要項に実施回数と実施時期が明記されていないインスペクションは、原則としてインスペクション対象競技の開始前 24 時間以内に、インスペクションパネルの合議により時間を定めて実施する。

(3) 競技会期間中、獣医師団長および競技場審判団長が必要と判断したときは、すべての馬を対象に随時、インスペクションを実施することができる。

(インスペクションの指針)

第 1022 条 インスペクションは原則として以下の指針に従って実施する。

(1) 馬管理責任者またはその代理人（以下、ハンドラー）は、馬を連行し、受検時にも誘導しなければならない。

(2) 被検馬は、ハミ付きの頭絡を装着されていなければならない。ただしエンデュランス競技においては無口頭絡の使用が認められる。

(3) 鞭の使用は、必要に応じて 120cm 以下のものが認められる。ただしエンデュランス競技においては鞭の使用は認められない。

(4) 馬体へのペイントやバンデージ/ラグなどの被覆物の着用等、個体情報を隠すことは認められない。

(5) インспекションパネルの指示により担当スチュワードが馬を集合場所から所定の検査場所に誘導する。

(6) ハンドラーは馬を駐立させ、インспекションパネルの獣医師が馬の個体識別を行い、簡易な目視検査を行う。この時点では、その他の臨床検査（触診または四肢の屈曲等）の実施は認められない。

(7) ハンドラーは馬の左側から手綱を緩く持って馬を引かなければならず、獣医師団長は歩様検査場のスタート地点の中央から馬の歩様を観察する。ハンドラーは、短い距離を常歩で誘導し、その後は歩様検査場の端まで速歩をさせ、折り返し地点では常歩に落としてから時計回りで回転し、スタート地点まで速歩で戻る。

(8) インспекションパネルは馬の参加適性を評価し、次のいずれかの判定を下す。

- ・合格
- ・不合格（競技参加適性がない場合）
- ・ホールディング（競技参加適性が疑わしい場合）

インспекションで不合格となった馬またはホールディングボックスの検査後に棄権した馬は、同じ競技会で実施される他の競技への参加も認められない。

(9) インспекションパネルは、獣医師団長の意見に基づいて判定を下さなければならないが、不合格とする権限を有するのはインспекションパネルであり、パネル内で判断が分かれた場合、競技場審判団長が決定権を有する。

(10) インспекションパネルが下したいかなる判定に対しても上訴することはできない。

(11) ホースインспекションの進捗状況および判定結果はアナウンスされなければならない。

（ホールディングボックスでの検査）

第 1023 条 ホールディングボックスでの検査は、次のとおり実施する。

(1) ホールディングボックス獣医師は原則として獣医師団メンバーであるが、救護獣医師がこれにあたることできる。

(2) ホールディングボックス獣医師は、触診、検蹄器を用いた蹄の疼痛診断、関節の可動域を確認するための下肢部関節の他動的屈曲検査、直線または輪線上での常歩および速歩による歩様検査を実施することができる。

(3) ホールディングボックスにおける検査では、強制的な屈曲検査（関節を屈曲させた後に速歩をさせる）を行ってはならない。

(4) インспекションパネルは、ホールディングボックスに当該馬のハンドラー、グルーム、監督、プライベート獣医師の立ち会いを認める。プライベート獣医師は、ホールディングボックス獣医師に当該馬の説明をすることができる。

(5) ホールディングボックス獣医師は、インспекションパネルに明確な臨床的情報を提供しなければならないが、競技参加適性についての意見を述べてはならない。

(6) ホールディングボックスでの検査を受けた馬は、再インスペクションを受けずに棄権することができる。

(再インスペクション)

第 1024 条 インスペクションパネルは、ホールディングボックスでの確認検査が終了した馬について、下記の手順で再インスペクションを行う。

(1) 再インスペクションは、ホールディングボックス獣医師が当該被検馬の検査結果をインスペクションパネルに報告した後、第 1022 条に示す方法で行われなければならない。当該インスペクションの最後の馬の直後あるいはインスペクション中の適当なタイミングで実施する。

(2) 再インスペクションにおいても引き続き参加適性が疑わしい場合には、インスペクションパネルの判断に基づき、モーニング再インスペクションを実施することができる。

(3) 障害馬術競技および馬場馬術競技においては、モーニング再インスペクションの実施が認められている。インスペクションパネルが当該馬のモーニング再インスペクションを要求する場合は、ホールディング直後の再インスペクションを実施しないことがある。

(4) モーニング再インスペクションは、第 1022 条に示す方法で行われなければならない。モーニング再インスペクションの結果は最終判断である。

(5) モーニング再インスペクションに合格した馬は、ドーピング検査の対象とすることが望ましい。

(馬具)

第 1025 条 獣医規程に加えて、特殊なタイプの馬具に関する禁止事項および要件が、各競技種目の規程に定められている。

2. 以下に示す装具は、競技会中のいかなる時も使用が禁止されている。

(1) 舌を縛る紐

(2) 歯を覆うマウスガード

3. コーネルカラー（注：軟口蓋背方変位の馬に使用する器具）のような喉をサポートする器具の競技会における使用は認められるが、馬のウェルフェア上の理由が必要であると獣医師の書面による証明が必要である。馬管理責任者は競技出場前に当該書面を提示して、当該競技会の獣医師団長から使用許可を得なければならない。

4. 舌押さえ (Tongue guards) は、正しく使用される場合に限り競技会での使用が認められる。馬場馬術競技会においては使用が禁止される。

5. FEI Tack App および FEI Tack, Equipment and Dress Database (FEI 馬具、馬装、服装に関するデータベース) で特に許可されている場合を除き、ハミに、その機能に影響を及ぼす部品を追加または変更を加えることは許可されない。

(馬具に関わる競技馬の検査)

第 1026 条 馬の四肢、馬用ブーツ、バンデージおよび/またはその他馬具の検査は、競技

会期間中いつでもスチュワードおよび／またはオフィシャル獣医師により実施することができる。

2. 競技場審判団長は、公表の有無に係わらず、すべての検査の実施について、チーフスチュワードから知らされなければならない。

3. 獣医師団長は、チーフスチュワードから馬用ブーツ検査の実施を知らされなければならない。必要なときは協議ができる態勢にななければならない。

4. 各種目の全日本選手権競技における馬の検査には、獣医師団メンバー1名が臨場しなければならない。

5. この検査は以下のとおり行う。

(1) 馬用ブーツを装着する前の、馬の四肢、ブーツおよびその他の馬具の検査。可能であれば、この検査は馬がウォームアップエリアに入る前に実施する。

(2) 馬の肢に装着していたすべてのブーツ、バンデージおよびその他の馬具を取り外した後の四肢の検査。この検査は、馬が競技アリーナから退場するとき実施する。

6. この検査は以下の項目をチェックする。

(1) 馬の四肢のあらゆる異常または過敏性

(2) 馬用ブーツまたはバンデージの形状、サイズ、重さおよび締め方に関する違反

(3) 鼻革の締め方に関する違反

(4) ハミの形状に関する違反

(5) その他の馬具の素材に関する違反

(6) 異物または禁止されている素材または物質の存在

(7) 馬の四肢、脇腹、口の出血

7. 出血が認められた場合、獣医師団またはスチュワードから競技場審判団に報告する。

8. 何らかの問題が疑われた場合、獣医師団長がその馬を検査しなければならない。獣医師団長がさらなる検査を実施するまで、馬および検査対象になったすべての物品は厳重な監視下に置かななければならない。

9. 競技前の検査で見つかった違反については：

(1) それが馬用ブーツ、バンデージまたは馬具の素材や形状、サイズまたは重さに関する違反であり、それらが直ちに修正されれば、スチュワードおよび／または競技場審判団は、出場を認めることができる。

(2) 違反の内容によっては、競技場審判団はその馬の出場を認めないこともできる。違反の内容が、皮膚のダメージ、知覚異常、異質な素材または異物の存在に関する場合、その馬は失権または競技会から失格となる。

10. 検査の結果、疑わしい素材、炎症、皮膚のダメージまたは四肢の知覚異常が見つかった場合：

(1) 直ちに競技場審判団長に知らせなければならない；

(2) 獣医師団長は乗馬登録証の馬体特徴図と照合して個体識別を行い、馬名および馬管理責任者を記録する。

(3) 当該馬はドーピング検査を実施することが望ましい。

11. 法医学的なスクリーニングが必要となる可能性のある馬具（バンテージ、テープ、使われた物質等）は、直ちに日馬連が指定する検体採取キットに保存し、競走馬理化学研究所に送付すべきである。

12. 疑いのある四肢を写真および／またはビデオに記録しなければならない。

（馬事故に対応した獣医検査）

第 1027 条 競技アリーナ、練習馬場、あるいは競技会場のその他の場所で放馬／馬の転倒があった場合、獣医師団長は次のラウンドあるいは次の競技への馬の競技参加適性を判定し、競技場審判団長に報告する。

第Ⅵ章 アンチ・ドーピングおよび治療規制

（禁止処置）

第 1028 条

1. 以下に該当する馬の競技参加は認めない：

- (1) 馬体のいずれかの部分に知覚過敏または知覚鈍麻のある馬
 - (2) ブリスター療法および／または焼烙を受け、炎症または知覚過敏が残存する馬
 - (3) 気管切開術／気管開口術を受けている馬（切開部が開いている場合）
 - (4) 遺伝子ドーピング（たとえばパフォーマンスを向上させる可能性のある、治療目的ではない細胞、遺伝子、遺伝因子の活用または遺伝子操作）を受けた馬
 - (5) あらゆるタイプの遺伝子操作を受けた馬
 - (6) 血液ドーピングまたは類似の処置（血液オゾン療法など）を受けた馬
 - (7) 傷口をふさぐための器材を除き、皮膚を穿刺する何らかの物体を装着している馬
 - (8) コンタクトレンズを装着した馬。獣医師団長による許可を受けている場合を除く。
 - (9) どのようなタイミングであれ競技会入厩後に四肢の被毛を刈ったり剃ったりされた馬。獣医療を目的として救護獣医師および／またはプライベート獣医師が刈ったり剃ったりするとき、あらゆる検査または治療を行う前に、獣医師団長の許可を得なければならない。競技会入厩前に四肢の被毛を刈る場合は、被毛の長さを 2mm 以下にしなければならない。
 - (10) 個々の触覚毛（馬の鼻、目の周りに生えている硬い毛）が馬の痛みあるいは不快感を防ぐために獣医師によって除去された場合を除き、馬の触覚毛が刈りとられ、剃られ、またはその他いかなる方法であれ除去されている馬。ただし、それらの毛の除去が獣医療としての目的に適っているときは本規定から除外される。
 - (11) エタノールおよび／またはオキシトシンの注射および／または経口投与後の馬。その存在が確認された場合は J-EADCMR も適用されることがある。
2. 第 1041 条 1～6 項に規定する治療または第 1047 条に規定する補助的療法を受けた馬の競技参加は認めない。

(禁止物質リスト)

第 1029 条 日馬連競技会では、FEI が定める最新の禁止物質（絶対禁止物質および治療用規制物質：以下、禁止物質という）リストを適用する。

※ 禁止物質リストは、FEI 公式サイト（INSIDE FEI> CLEAN SPORT> Clean Sport For Horses> Prohibited Substances または Prohibited Substances Database）参照。

(馬管理責任者の責任)

第 1030 条 馬管理責任者およびサポートスタッフは、競技会場内に注射器、注射針、禁止物質を持ち込んで서는ならない。

2. 厩舎地区の保安管理状況に係わらず、馬管理責任者は、自らの管理責任とドーピング検査の結果に対する責任を免れることはできない。

(獣医師団の権限)

第 1031 条 オフィシャル獣医師および第 1008 条により許可を受けた獣医師以外の者が注射器、注射針、禁止物質を所持していることが判明した場合、獣医師団長はそれらの器物や物質を没収する権限を持ち、その事実を速やかに競技場審判団長に報告する。

(ドーピング検査)

第 1032 条 日馬連が指定する競技会の主催者は、本規程および J-EADCMR の定めに基づいて、ドーピング検査を実施しなければならない。

(被検馬の選択)

第 1033 条 ドーピング検査における被検馬の選択は、原則として次の 3 つの方法またはそれらを組み合わせた方法とする。

(1) メダリスト検査：上位から成績順

(2) ランダム検査：無作為な選択

(3) ターゲット検査：検査を必要とする理由がある馬

2. 検体採取獣医師は被検馬を指定し、獣医師団長および競技場審判団長の合意を得る。また、必要に応じて同一馬に対し、複数回の検査を行うことができる。

3. 被検馬の頭数は、3 頭以上とすることが望ましい。

(被検馬への通告)

第 1034 条 競技を指定して被検馬を選択する場合は、検体採取獣医師、検体採取補佐またはスチュワードは、当該競技の最終結果発表後 30 分以内もしくは被検馬の演技または走行終了後 30 分以内に当該馬管理責任者に対して、当該馬が検査対象に選ばれたことを通告しなければならない。上記に係わらず、ターゲット検査は、競技会期間中のいつでも被検馬を選択・通告することができる。

(検査の義務事項)

第 1035 条 被検馬としての告知を受けた馬管理責任者は、検体採取獣医師または検体採取補佐の監視下で、当該馬を速やかに検体採取馬房に収容し、検体採取に協力しなければならない。

2. 被検馬の馬管理責任者は、検体採取馬房への馬の収容から検体の封緘までの検体採取過程に常時立ち会い、馬の管理と作業手順を確認しなければならない。

3. 前項の定めに係わらず、被検馬の馬管理責任者は、検体採取の立会人として代理人を指名することができる。

4. 馬管理責任者またはその代理人は、検体採取に用いられた器具の正当性を認め、当該馬の検体採取作業に対して異議がないときは、検体採取後、所定の検体採取記録用紙に署名しなければならない。当該検体採取記録用紙への署名を拒否するときは、その理由を文書で明示しなければならない。

5. 検体採取獣医師は、検体の採取作業の拒否や妨害、所定の採取記録用紙への署名拒否があったときは、直ちに競技場審判団長に報告しなければならない。

6. 妨害があった場合、または前項の報告を受けた競技場審判団長が、その拒否理由が根拠のないものと判断し馬管理責任者に通告してもなお、検体採取または署名を拒否した場合は、競技場審判団長は本規程および J-EADCMR に違反するものとして日馬連司法委員会へ付託する。

(検体の採取)

第 1036 条 検体採取獣医師は、日馬連が指定するキットを用いて、検体採取マニュアルに則って検体を採取しなければならない。キットは日馬連が準備する。

2. 検体採取獣医師は、検体採取に先立ち、乗馬登録証と照合して被検馬の個体識別を実施しなければならない。

3. 検体採取獣医師は、原則として尿および血液を採取する。検体採取獣医師は、当該馬が検体採取馬房に収容された時点から最長 30 分間、尿検体の採取を試みることができる。

4. 当該馬の馬管理責任者からの要請があった場合、プライベート獣医師が、検体採取獣医師の監督下で血液検体を採取することができる。

5. 検体採取獣医師は、尿と血液以外にも、状況に応じて被毛、肢巻き、皮膚を拭き取った綿布、唾液、補液剤あるいは当該馬に関連すると考えられる携帯物や物質を採取することができる。

6. 検体採取獣医師の許可がない限り、検体採取中に写真や動画を撮影してはならない。

(指定検査機関)

第 1037 条 検体の分析は、日馬連が指定する検査機関に委託して実施する。

(検体の発送)

第 1038 条 ドーピング検査を実施する競技会の開催前に、日馬連は指定検査機関に対し

て通知する。

2. 採取された検体は、競技会終了後 24 時間以内に搬送業者に委託して検査機関に発送する。
3. 検体採取獣医師は、採取から発送まで、検体の保安管理に責任を負う。

(自主的任意検査)

第 1039 条 馬管理責任者あるいはその代理人は、J-EADCMR 違反防止のために、日馬連が指定する検査所に委託して自主的任意検査を受検することができる。ただし、その結果は、日馬連が行う正規の検査結果への反証とはならない。

2. 自主的任意検査は、日馬連指定検査所の指定する物質に関してのみ検査を依頼することができる。
3. 自主的任意検査を依頼する場合、申請者は所定の申請書にて、日馬連に申請する。
4. 申請者は、日馬連の指示に従って、自らの責任で検体を採取し検査機関へ送付しなければならない。
5. 自主的任意検査の申請者は、その検査費用を自弁しなければならない。
6. FEI 指定検査所での検査を希望する場合は、FEI 規程に従う。

(選考補助検査)

第 1040 条 J-EADCMR 第 4 条 4 項に規定する選考補助検査については、本規程を適用しない。

第七章 競技期間中の馬の治療

(治療の規制)

第 1041 条 競技に参加する馬は、禁止物質の影響下にあってはならず、その責任は馬管理責任者にあり、絶対禁止物質はいかなる理由があっても使用してはならない。

2. 競技会期間中は、あらゆる物質の関節内投与は禁止される。
3. 競技会期間中は、経腸治療（座薬による薬物投与）は禁止される。
4. 競技会期間中は、酸素療法は禁止される。
5. 競技会期間中は、ワクチン接種をしてはならない。
6. 競技出場当日の競技前には、馬禁止物質リストに載っていないいかなる物質についても、注射による投与を行ってはならない。
7. 6 項の例外として、18 時以降に開始する競技に出場する競技馬については競技当日の 10 時までは注射による投与を受けることができる。ただし、緊急時または継続している治療については、競技当日にも、治療用規制物質または抗生物質の注射による投与を行うことができる。これには、事前に所定の治療申請書を用いて獣医師団長（競技出場許可を与える場合は競技場審判団長も）の許可を得なければならない。
8. 獣医師団長は、馬管理責任者または獣医師から治療の申請または報告があったときは、

馬のウェルフェアを最優先して治療の是非を検討し、治療を許可したときも、当該馬の競技参加適性について獣医学的な見地から評価判定しなければならない。

9. ドーピング検査が義務付けられた日馬連競技会では、治療を受けた馬が競技に参加した場合、原則として当該馬をドーピング検査の対象とする。

10. 獣医師団長が例外的に許可する場合を除き、治療は原則として指定された場所で行われなければならない。ただし、禁止物質リストに掲載されていない物質を経口または噴霧吸引により投与する場合、および 10 リットル以上の補液剤を静脈投与する場合は、自馬房で行うことができる。ただし、噴霧吸引または 10 リットル以上の補液の場合は、治療を担当する獣医師は所定の様式により獣医師団長の許可を得なければならない。

(治療用規制物質による治療)

第 1042 条 日馬連競技会期間中において治療用規制物質を用いた治療が必要な場合、治療を担当する獣医師は当該馬の競技参加適性を極力考慮した治療法を検討しなければならない。

2. 治療を担当する獣医師は、所定の治療申請書に記入し、獣医師団長に提出しなければならない。

3. 獣医師団長は、前項の申請書の提出を受けた場合、FEI 馬の治療用規制物質リストに掲載された物質や方法を用いる治療では、原則として当該馬の競技参加を取りやめることを前提に治療許可を与える旨を、馬管理責任者および治療を担当する獣医師に通知する。

4. 馬管理責任者または治療を担当する獣医師は、当該申請書の提出と上記の一連の手続き処理を、原則として馬を治療する前に行わなければならない。

5. 前項の定めに係わらず、競技会場への入厩直前（輸送中など）治療用規制物質を用いた治療を行った場合、または治療用規制物質を用いたことが疑われる場合、当該馬管理責任者は、当該馬が競技会場に到着後速やかに、治療を担当した獣医師が記入および署名した治療申請書を提出して、当該馬の競技参加適性について獣医師団長の判断を求めなければならない。

6. 獣医師団長は、治療申請書の提出を受けたときは、治療してから競技までの経過時間を考慮し、治療により当該馬が不当な利益を得る可能性を検討して競技参加の可否を決定し、競技場審判団長はこれに副署する。

7. 当該馬が治療前に競技参加を取りやめた場合でも、競技会場に滞在している限りは、治療を担当する獣医師は治療前に当該申請書を提出し、獣医師団長の許可を得なければならない。この場合は、当該申請書には競技場審判団長の副署を必要としない。署名入りの治療申請書は馬管理責任者に渡し、獣医師団長はコピーを保管する。

8. 許可を得た治療は、獣医師団長が指定した場所で行われなければならない。

9. 獣医師団、スチュワードおよびその他の大会役員は、馬管理責任者または治療を担当する獣医師に、署名の入った治療申請書の呈示を求めることができる。

10. 獣医師団長と救護獣医師を 1 名の獣医師が兼任している競技会においては、上記指針に則って判断を下し、日馬連に提出する報告書に記載しなければならない。

(禁止物質リスト以外の物質投与)

第 1043 条 日馬連競技会の期間中、馬管理責任者または治療を担当する獣医師は、禁止物質リストに記載された物質以外の補液剤、ビタミン剤、抗生物質、駆虫薬等を投与する場合、指定された場所で実施しなければならない。

2. 前項の治療の概要について、所定の様式により獣医師団長に報告しなければならない。競技への参加適性に疑問があるときは治療前に獣医師団長に報告しなければならない。

3. 前項の治療概要報告書は、治療の当日または翌朝までに獣医師団長に提出しなければならない。

(禁止されていない補助的療法)

第 1044 条

禁止されていない補助的療法には次のものが含まれる。

- (1) 磁気治療具／イオンブーツ (例、磁気ラグ、磁気肢巻き、磁気頸巻き)
- (2) 低周波磁気治療器 (PEMF : プログラマブル電気医療システム) (例、バッテリー式磁気ラグおよび磁気肢巻き)
- (3) クラス I から III のレーザー治療器
- (4) 一般的なマッサージおよび一般的なマッサージ器具 (例、equissage)
- (5) 冷却器具
- (6) 発光ダイオード (LED) 治療器
- (7) 冷却、電気をを用いない発熱パッド
- (8) キネシオロジーテープ (厩舎地区内および主催者が指定する地区のみ)
- (9) バイブレーションプレート
- (10) マイクロカレント (微弱電流療法)
- (11) 低出力パルス超音波 (LIPUS)

2. 馬管理責任者およびサポートスタッフは、彼らが直接的に責任を有する馬に対してのみ、禁止されていない補助的療法を行うことができる。

3. 馬管理責任者およびサポートスタッフは、上記以外の療法の実施については、獣医師団長に当該療法に対する許可を申請しなければならない。

4. 禁止されていない補助的療法の実施とそれに使用する器具は、獣医師団長、スチュワードおよびその他の大会役員による点検の対象となる。

5. PEMF 機器の使用についてはその電磁域が 0.1 テスラ (1000 ガウス) 以下の場合に限る。

6. 器具およびその他の冷却用資材を用いた冷却は、0 度以下にならないことを獣医師団長が確認した場合に限って認められる。

(制限のある補助的療法)

第 1045 条 制限のある補助的療法には次のものが含まれる。

- (1) 通電治療器 (例、TENS : 経皮的末梢神経電気刺激、NMES : 神経筋刺激療法 または

干渉波)

(2) 超音波治療器

(3) 吸引療法

(4) 透熱療法 (ジオテルミー) (マイクロレーダーを含む)、高周波、TECAR

(5) 理学療法 (例、物理療法、指圧、経穴マッサージ、筋膜リリース、整体や徒手脊椎矯正療法など) (注: 筋膜リリースとは筋膜の萎縮・癒着を引きはがして正常に戻す治療法)

(6) ピンポイント型ポータブルマッサージ機 (例、マッサージガン)

* 超音波療法は、当該馬のプライベート獣医師による許可を事前に得ている場合に限り、馬管理責任者およびサポートスタッフが実施することができる。

2. 制限のある補助的療法は、獣医師または当該療法についての承認を受けた FEI 認定馬療法士のみが行うことができる。

3. FEI 認定馬療法士が、制限のある補助的療法を目的に競技会に臨場する場合は、競技会場到着時、獣医師団長に入場届を提出し許可を受ける。

4. 制限のある補助的療法の実施とそれともなう器具は、獣医師団長、スチュワードおよびその他の大会役員による点検の対象となる。

5. 制限のある補助的療法が馬のウェルフェアをおびやかす場合、獣医師団長はその療法を禁止することができる。

6. 上記以外の療法の実施については、療法を実施する者が獣医師団長に当該療法に対する許可を申請しなければならない。

7. 制限のある補助的療法は、獣医師団長が許可した場所でのみ実施できる。

8. 制限のある補助的療法は、競技アリーナで実施してはならない。

(鍼療法)

第 1046 条 鍼療法は、当該馬のプライベート獣医師のみが実施することができる。

2. 内部が空洞になっていない鍼のみ使用することができる。

3. 鍼療法は当該馬の厩舎で実施することはできるが、競技アリーナにいる馬に対しては実施してはならない。

(禁止される補助的療法)

第 1047 条 競技会では、クラス IV のレーザーの使用は禁止される。

2. 競技会では、電気鍼および灸療法の使用は禁止される。

3. 競技会および競技会前 5 日間は、クライオセラピー (冷凍療法) およびショックウェーブセラピー (体外衝撃波治療) は禁止される。

4. キネシオロジーテープの使用は厩舎地区および主催者が指定する地区 (競技アリーナおよび待機馬場等を除く) でのみ許可される。

5. 馬の直腸に氷または冷水を挿入することは禁止される。

(安楽死および馬の死亡への対応)

第 1048 条 競技会期間中に馬が重篤な傷病に罹患し、安楽死処置が必要となった場合の対応は以下のとおりとする。

(1) 獣医師団長は、処置を実施する前に競技場審判団長および競技委員長に報告しなければならない。

(2) 獣医師団長または救護獣医師によって安楽死が適切と判断され、それを馬管理責任者またはその代理人が承諾し、その処置を救護獣医師に依頼するときは、馬安楽死承諾・依頼書を競技委員長に提出しなければならない。

(3) 当該馬のプライベート獣医師が処置を行うときは、事前・事後に係わらず、当該馬管理責任者あるいはその代理人は馬安楽死届を獣医師団長に提出しなければならない。

2. 馬が死亡または安楽死処置を施されたときは、獣医師団長が死亡診断書を作成する。

第四章 競技場の施設整備および管理・獣医サービス

(獣医関連施設設備)

第 1049 条 獣医業務およびそれに関連する業務を行うために、主催者は以下の施設、器材を整備しなければならない。

(1) 適切な獣医施設と伝染病／伝染病の疑いのある馬を隔離するための施設

(2) 負傷した馬の周りに立てる遮蔽幕

(3) 重篤な負傷馬または死亡した馬を競技場あるいはコースから搬出するための馬運車

(厩舎施設整備)

第 1050 条 主催者は競技会期間中の厩舎施設については次のとおり整備しなければならない。

(1) 厩舎地区の衛生、良質な飲料水の提供、清潔な馬糞および敷料の保管場所の提供に心掛け、馬糞と廃棄敷料の適切な廃棄場所を用意する。

(2) 馬房は、3m×3m 以上の広さが推奨される。

(3) JEF 主催競技会においては、治療用馬房を少なくとも 2 つ用意すること。ただし、獣医師団長は主催者と協議のうえ、当該馬房数または設置場所を状況に応じて変更することができる。

(4) ドーピング検査を行う競技会においては、少なくとも 2 頭分の静かな検体採取馬房と清潔な敷料ならびに検体採取業務を遂行するための備品を準備する。

(獣医サービス)

第 1051 条 日馬連競技会において、以下の獣医サービスが提供されなければならない。

(1) 24 時間対応可能な救護体制。

(2) 競技実施時間は救護獣医師が競技アリーナ／ウォームアップエリアの近くに待機していること。

(厩舎の保安管理)

第 1052 条 主催者は厩舎地区の境界を明示するとともに、観客等、許可のない者の立ち入りを制限する措置を講ずるものとする。

2. 厩舎地区への立ち入りは、主催者から許可された下記の者に限る。

- (1) 選手、馬管理責任者および所有者
- (2) チーム監督とトレーナーおよびグルーム
- (3) 競技場審判団と上訴委員
- (4) スチュワード
- (5) オフィシャル獣医師および検体採取補佐
- (6) 許可を得たプライベート獣医師および FEI 認定馬療法士
- (7) 大会装蹄師
- (8) 競技者個人の委託装蹄師
- (9) その他、主催者が認めた者

3. 馬管理責任者およびサポートスタッフ等は主催者の特別な許可がない限り、厩舎内に寝泊まりすることができない。

4. 厩舎の通路には馬を繋いで（張って）はいけない。

日馬連獣医規程違反に係る制裁

以下に示す制裁を科すのは競技場審判団の責任である。上述に関わらず、違反があっても制裁が科されない、あるいは不当な制裁が科された場合は、日本馬術連盟が適正な制裁を科す権利を有する。リストに記載される制裁に加え、一般規程および／またはその他の競技ルールに則って、然るべき組織によりその他の制裁が適用されることがある。

制裁番号	関連条項	違反内容	制裁内容
治療および補助的療法に関する違反			
1	1043	治療（非禁止・非規制物質）報告書を提出していない	50,000 円の罰金
2	1042	第 1042.5 条に示す例外措置を除き、事前に獣医師団の許可なく禁止物質リストに記載されている物質を用いて治療を行なったすべての者	治療を実施した者に 100,000 円の罰金、当該馬は失格。当該事例を日馬連獣医委員会に報告
3	1041	獣医師団による許可を得ていない、競技当日の競技前の治療	治療を実施した者に 50,000 円の罰金、当該馬は失格。当該事例を日馬連獣医委員会に報告
4	1030 1031	許可のない者が注射器、注射針、禁止物質を所持	所持者に 100,000 円の罰金および馬が注射されていた場合は当該競技会から失格。当該馬はドーピング検査の対象となる
5	1041	獣医師団の許可なく、指定された場所以外での治療の実施	治療を実施した者に 100,000 円の罰金
その他の違反			
6	1015	許可なく競技馬を会場外に移動	失格
7	1008	競技会においてプライベート獣医師が入場届を提出しない	日馬連獣医委員会への報告 状況に応じて、警告、日馬連競技会への獣医師としての臨場禁止

8	1028.1(9)	獣医師団の許可を得ずに、馬の四肢の被毛を刈った／剃った	当該馬は当該競技会から失格
9	1028.1(10)	触覚毛を刈る、剃るおよび／または除去する	当該馬は当該競技会から失格
<u>10</u>	<u>1012</u>	<u>入厩時に健康手帳を不携行</u>	<u>馬管理責任者に10,000円の罰金</u> <u>競技会期間中に提出</u> <u>することを条件に出</u> <u>場を許可</u>
<u>11</u>	<u>1012</u>	<u>健康手帳を提出せずに退厩</u>	当該馬は当該競技会から失格

日馬連獣医規程違反における獣医師への制裁

日馬連は以下の制裁を科す責任を有する。これに加え、一般規程に則って、然るべき組織によりその他の制裁が適用されることがある。

制裁番号	関連条項	違反内容	制裁内容
<u>12</u>	1006.5	日馬連競技会において獣医師団が日馬連に報告書を提出しない	警告 状況に応じて日馬連競技会における獣医師団としての臨場禁止

附則 本規程は、平成 20 年 4 月 1 日から、当面は薬物検査が実施される競技会に適用する。その他の日馬連競技会においても本規程を準用するものとする。

附則 本規程は、平成 23 年 7 月 29 日から施行する。（「日馬連馬ドーピング防止および治療規制に関する規程」の制定に伴う所要の改正。）

附則 本規程は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。（獣医規程および同実施規則の統合に伴うもの等所要の改正。）

附則 本規程は、平成 25 年 4 月 25 日から適用する。（社団法人日本装蹄師会から公益社団法人日本装削蹄協会への名称変更に伴う改正。）

附則 本規程は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。（登録獣医師制度の廃止、競技会獣医師の各職務の定義の明確化等所要の改正）

附則 本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。（補則「エンデュランス競技におけるインスペクション」の追加。公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の表現変更にとともなう「ドーピング防止」から「アンチ・ドーピング」への置き換え。）

附則 本規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。（インスペクション手順の一部改正）

附則 本規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。（報告書の提出について一部改正）

附則 本規程は、平成 29 年 10 月 12 日から適用する。（オフィシャル獣医師の兼務に関する規定を改正）

附則 本規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。（文言整理および内容の明確化）

附則 本規程は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。（検体採取補佐、補助療法施術者、競技馬の検査、補助的療法を規定）

附則 本規程は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。（主な改正点：日馬連主催および公認のすべての競技会に適用、伝染病予防についての追記、馬管理責任者の定義と責任、馬具に関わる競技馬の検査への追記、事故時の検査、禁止処置への追記、知覚制御措置関連条項の削除等）

附則 本規程は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。（主な改正点：ホースインスペクションをインドアで行う場合のエリアの距離について、プリスター療法／焼烙の禁止、触覚毛除去

の禁止、検体採取の撮影禁止、レーザー治療使用規制に関する詳細の追加)

附則 本規程は、令和4年4月1日から適用する。(主な改正点：会場外への馬の許可なき移動の禁止、禁止処置にエタノール/オキシトシンの投与を追加、規程違反に対する制裁リストの追加)

附則 本規程は、令和5年4月1日から適用する。(主な改正点：競技会における治療実施場所の制限 (JEF 主催競技会は治療用馬房の設置必須)、禁止されていない補助的療法の追加および変更、制限のある補助的療法の追加および変更)

附則 本規程は、令和6年4月1日から適用する。(主な改正点：厩舎内通路に馬を繋ぐことの禁止、違反に係る制裁リストに「入厩時の健康手帳不携行」・「未提出のまま退厩」に対する制裁を追加)

エンデュランス競技におけるホースインスペクション等

(総則)

1. エンデュランス競技におけるホースインスペクション(以下「インスペクション」)は、心拍、代謝状態、歩様、全身状態を含む馬の健康状態に関する一連の検査であり、獣医師団によって実施され、判定を保留することなく競技場審判団に報告されて、競技場審判団から選手への合否判定通知をもって終了する。ホールディングボックスを別に設けることはない。
2. インスペクションは原則として VET ゲートのインスペクションエリアで行い、そのインスペクションに立ち会うことのできる選手およびクルーは 1 頭につき 2 人以内とする。また、インスペクションエリアには、獣医師団 (アシスタントを含む)、技術代表、審判団およびスチュワード以外の者は立ち入ることはできない。
3. エンデュランス競技のすべてのインスペクションにおいて、獣医師団の各獣医師は、馬の状態を評価する上で等しく責任を負う。競技の参加適性ならびに継続適性を審査するために、獣医師団の各獣医師は、心拍、代謝状態、歩様、および全身状態の検査について同じ基準を適用して実施する。
4. JEF エンデュランス規程に別段の記載がある場合を除き、個々のインスペクションにおいて、同一馬に対するすべての検査は同じ獣医師が実施しなければならない。
5. 第 1 回 (競技前) インスペクションは、競技の前日あるいは当日の早い時間に行われる。
6. インスペクションは、各ループ終了後にインスペクションエリアで行う。
7. インスペクションにおいては、エンデュランス規程付則 5 の 10 に定めるとおりインスペクションにおける行動指針を遵守し、頭絡やヘッドカラー以外の馬具は装着してはならない (エクイブーツ、パッドは獣医師の要請があれば外す)。また、主催者の指示による馬番号のペイント以外の皮膚への塗布物は取り除かななければならない。
8. インスペクションを実施した獣医師は、インスペクションに合格した後も馬の状態が安定しているか否かを検査するために、再インスペクションを要請することができる。この再インスペクションは、ホールドタイム中の最後 15 分間にインスペクションエリアで行う。
9. 獣医師団は、競技場審判団と協議の上、タイミングを指定し、全頭または本補則 21 などに該当する馬を対象とした強制再インスペクションを実施することができる。このインスペクションは前項と同様、ホールドタイムの最後 15 分間に行う。
10. (自主的あるいは他に理由があるかに係わらず) 競技から離脱したすべての馬は、直ちに獣医師団のインスペクションを受けなければならない。選手が棄権を申告した場合においても、獣医師団の許可なくインスペクションを受けないときは、選手にイエローカードが発行されて失格となり、当該馬は 60 日間競技出場停止となる。

11. 獣医師団あるいは競技場審判団は、競技中のいかなる時点でも馬が異常を示している
と認めるときはインスペクションを行うことができる。獣医師団および競技場審判団は
このインスペクションによって選手に不利が生じないように細心の注意を払わなければなら
ない。なお、このインスペクションに要した時間が走行時間から除外されることはない。
12. インスペクションパネルは3名の獣医師団で構成する。パネルが検査の合否を決定す
る際には、互いに協議せず匿名で投票して競技場審判団に直接渡し、多数決にて決定す
る。

(心拍数・聴診器)

13. ホースインスペクションにおいて心拍数は最初に測定、記録される項目である。心拍
数は馬の回復および参加適性を正確に判断するために重要である。ホースインスペクシ
ョンを指揮する獣医師には、リカバリータイムも知らされなければならない。
14. 心拍数の基準値は:
 - (a)各ループ（最終ループを除く）のエンドライン通過後15分以内に心拍数64(bpm);
 - (b)最終ループのフィニッシュライン通過後20分以内に心拍数64(bpm)。基準値は、競技実施要項または競技状況により変更される場合がある（エンデュランス
規程第816条9参照）。心拍数最大基準値を超える馬は競技続行を許可されず、“不合格
—代謝異常（FTQ-ME）”とされる。心音の異常についてはすべて獣医カードに記録され
る。
15. 心拍数を正確に記録するために最大限の努力を払うべきである。測定を不可能また
は不正確にする可能性のある馬の動きや興奮によって測定が中断した場合は、測定を中
止して、馬が落ち着いてから測定することを推奨する。選手、クルーメンバー、または
その他の馬管理責任者が意図的にホースインスペクションを中断させた場合は、当該馬
は不合格となる。
16. 心拍数測定にあたっては聴診器またはFEI承認の電子心拍数測定機器のいずれかを
用いなければならない。馬がインスペクションを受ける時は、聴診器または電子心拍数
測定機器を馬の左胸のおよそ肘の高さの部位に当てること。検査を実施する者は心拍数
測定に最適な場所に位置すること。
17. 検査の開始とタイミング
 - 1) 聴診器を使用する場合は、計時にはストップウォッチを使用しなければならない。
15秒間の計測を行い、（必要であれば以下の方法を用いて）60秒間の心拍数を測定す
る。後述の18.1)に則って15秒経過時点で心拍数を評価するためには、15秒間の心拍
数に4をかけなければならない。心音が聞こえた時にストップウォッチをスタートさ
せ、次の心音から数え始める。
 - 2) 電子心拍数測定機器を使用する場合は、15秒、30秒、45秒、60秒のみの測定値
を表示できるものでなければならない。計測は、機器を馬の胸部に当て、最初の心拍を
測定した時に始まる。

18. 各馬の心拍数が、心拍数最大基準値に則しているか否かの判断：
- 1) 心拍数は 15 秒間隔で、最短 15 秒、最長 60 秒測定される。
 - 2) いずれかの 15 秒間測定値が最大心拍数基準を満たした場合は、その測定値が記録されてインスペクションは終了する。〔すなわち最初の 15 秒間に心拍数が 15 回（またはそれより少ない）の場合は、60 秒間に換算して 60 回（またはそれより少ない）として評価され、30 秒間に 32 回（またはそれより少ない）、あるいは 45 秒間に 48 回（またはそれより少ない）ならば、60 秒間に 64 回（またはそれより少ない）と同等と評価する。〕
 - 3) 上述の間隔で測定した心拍数が最大基準値を超えた場合は、さらに 15 秒測定しなければならず、その上限は 60 秒とする。
19. 60 秒経過時点で、心拍数が最大基準値を超えている場合は：
- (A) それが（1 回のみ受けることができる）最終ホースインスペクションである場合を除き、2 回目のインスペクションを受けるための時間が残っている場合（エンデュランス規程第 816 条 6 参照）、当該馬はインスペクションエリアを出て、心拍数の再インスペクションのために 2 回目のインスペクションを受けることができる。2 回目のインスペクションの際も上述の本補則 13. - 18.と同じ方法が適用される。
 - (B) 心拍数の再インスペクションを受けるためのプレゼンテーションタイムが残っていない場合、心拍数の再インスペクションにおいて心拍数最大基準値を満たさなかった場合、またはそれが（1 回のみ受けることができる）最終ホースインスペクションだった場合は、不合格とするための確認手順をふまなければならない。確認手順において、当該馬は不合格となった直後に異なる獣医師による検査を受けなければならない。不合格となったインスペクションで電子心拍数測定機器が使われた場合は、異なる電子心拍数測定機器（それが不可能であれば聴診器）を使わなければならない。獣医師は 15 秒間のみ心拍数を測定する。その結果“不合格”と認められたら、確認手順において測定された心拍数が電光掲示板に表示されるか、または審判団メンバーに伝えられなければならない。確認手順において心拍数が最大基準値を超えた馬は“不合格－代謝異常（FTQ-ME）”とされる。
20. 心肺機能回復指標（CRI=Cardiac Recovery Index）が、代謝状態の評価の一環として各インスペクションで測定され記録される。インスペクション開始時の心拍数が記録されたら、歩様検査（片道 40m の往復速歩）が実施される。速歩を開始したときにストップウォッチをスタートさせ 1 分経過した時点で 2 回目の心拍数を最大 1 分間聴診器で計測する。1 回目と 2 回目の心拍数の差が心肺機能回復指標である。2 回目の心拍数測定の際に、獣医師は馬の競技継続適性が不良であることを示唆するような所見（例えば心雑音やリズム異常）がないかも留意する。2 回目の心拍測定の前に、獣医師は心拍を上昇させる可能性のある行為（馬の頭部を検査するなど）をしてはならない。
21. コースの中間点を超えて最初の VET ゲートまたは 3 つ目の VET ゲート（いずれか早い方）およびそれ以降の各 VET ゲートインスペクションにおける最初の検査におい

て、68bpm を超える心拍数を示していた馬は、次のフェイズのスタートが許可される前に心拍数の再インスペクションおよび強制再インスペクションに合格しなければならない。

(呼吸器)

22. 獣医師団により呼吸数または呼吸状態に異常があり、それが馬の安全を脅かすと判断されたとき、当該馬は不合格「失権－代謝異常」(FTQ-ME) となる。

(全身状態)

23. 全身状態が悪い馬または体温が異常に高い馬は、不合格「失権－代謝異常」(FTQ-ME) となる。

(代謝状態)

24. 代謝状態は、検査および当該馬の競技継続適性を示す数値の記録によって判断される。その項目には、粘膜の状態、毛細血管再充満時間、脱水度合、腸の蠕動運動（腸音）、馬の挙動・表情、CRI（心肺機能回復指標）が含まれる。

25. 代謝状態、筋骨格系の負傷、またはその他の理由で不合格と判断される場合、3名の獣医師パネルによる再検討が必要である。

(異常歩様)

26. コース走行中のあらゆるインスペクションにおいて強制屈曲試験または圧診を行わずに、手綱を緩めて直線上を速歩で往復させた時に異常歩様を示し、痛みを引き起こしている場合、または当該馬が安全に競技継続する能力を喪失している場合は競技から除外され、不合格「失権－異常歩様」(FTQ-GA) とされる。

27. 速歩検査で、担当する獣医師が当該馬の競技継続適性に疑問があると判断したときは、当該馬は3名の獣医師パネルと1名の競技場審判団立ち合いで、再度歩様検査を行う。

28. 3名の獣医師はいずれも、3回目の速歩検査が人馬の利益のために必要と判断したときは、投票前に追加で1回だけ速歩検査を審判団に要請することができる。それを認めた審判団は、選手に3回目の速歩を要請する。

29. 引き馬の誘導ミスや馬が全距離を速歩走行できない場合などにより、3回の歩様検査を経ても、当該馬の歩様を判定できない場合、もしくは異常歩様のために競技継続が不適切であると思われる場合、当該馬は不合格「失権－異常歩様」(FTQ-GA) となる。

30. 馬の歩様に何らかの異常が認められた場合、それが失権の理由になるか否かに関わらず、当該馬の獣医カードに記録しなければならない。

(圧痛、裂傷、創傷)

31. 口内、四肢および／または馬体（腹帯および鞍による擦過傷を含む）における痛み、裂傷および／または創傷の痕跡は獣医カードに記録しなければならない。競技への参加あるいは継続が、それらの痛みや裂傷、創傷を悪化させる、あるいは馬のウェルフェアを危うくする（もしくはそのリスクがある）場合は、当該馬の競技継続は認められず、不合格「失権－軽傷」(FTQ-MI) となる。
32. 出血が認められたときは、3名の獣医師パネルが当該馬を検査しなければならない。獣医師パネルが、(i)傷あるいは開口部から出血が続いている、あるいは(ii)競技継続参加は当該馬のウェルフェアを危うくする（もしくは危うくする危険がある）と判断した場合、当該馬は「失権」となる。獣医師パネルが出血は止まっており、競技継続参加が当該馬のウェルフェアを危うくする（もしくは危うくする危険がある）ことはないとは判断した場合にのみ（例えば木の枝でわずかな擦り傷を負った場合）、当該馬は競技に継続参加できる。獣医師団長は、出血事例はすべて獣医報告書にて報告しなければならない。

(蹄鉄と蹄)

33. 蹄鉄を装着せずに競技に参加することができるが、蹄鉄を装着するのであれば競技に参加するために適正な蹄鉄が正しく装着されていなければならない。蹄鉄を装着して第1回インスペクションを受けた馬が、1肢またはそれ以上の落鉄状態でゴールしても構わない。しかし馬の蹄あるいは蹄鉄のために馬の安全な競技能力が損なわれ、あるいは馬に痛みを与えていると思われる場合は不合格「失権－異常歩様」(FTQ-GA) となる。

(個体別獣医カード)

34. 個体別獣医カードは第1回インスペクションの前に発行され、各インスペクションの終了ごとに必要事項を記入しなければならない。
35. 獣医師団は、原則として各インスペクション（第1回インスペクションおよび最終インスペクションを除く）に合格した馬に「インスペクション合格証」(タイムカード) を交付する。次のフェイズを出発するとき、選手またはクルーは「インスペクション合格証」を出発担当スタッフに手渡さなければならない。なお、「インスペクション合格証」には、馬番号、馬名、フェイズ番号およびホールドタイム終了時刻を記載するほか、再インスペクション等の必要があればそれを記載する。

(最終インスペクション)

36. 最終インスペクションの目的は、馬が通常の休止期間を経たとして、その後1つのループすべてを走りきるのにまだ適した状態であるか否かを判断することである。
37. この最終インスペクションはコース走行中に行われるインスペクションと同じ方法で、同じ基準を適用して行われる。ただし最終インスペクションでは検査を受ける機会

は 1 回しかなく、フィニッシュライン通過後 20 分以内に心拍数が基準値以内でなくてはならない。

38. 全頭が最初の歩様検査を 3 名の獣医師パネルと 1 名の競技場審判団の前で行わなければならない。パネルメンバーは、投票前に再度 1 回のみ速歩での検査を要請できる。

(その他)

39. 感染症の伝播を予防するために、共同給水桶の使用は、清潔なバケツで水を汲んで与える場合に限り認められるが、馬は直接共同給水桶から水を飲んではならない。

40. 競技会場に滞在している馬は、少なくとも 1 日 1 回は馬管理責任者が体温を測定し、馬の健康状態に何らかの変化があった場合は、すぐに獣医師団に報告すべきである。

41. 競技に参加したすべての馬は、獣医師団の監視下で競技場厩舎地区に留まらなければならない。退厩を許可する時刻は、組織委員会が獣医師団の助言により決定する。120km 以上走行した馬（120km 競技でフィニッシュラインを通過した馬、160km 競技で完走しなかったが走行距離は 120km 以上の馬）は、走行後最低 8 時間留まらなくてはならない。

42. 第 1 回インスペクションの 8 時間前から当該馬の競技終了までの間は、獣医師による治療を行うことはできない。競技終了とは、合格するか否かを問わず最終インスペクション終了時または棄権・失権または失格時のインスペクション終了時をいう。ただし、ベストコンディション賞の候補馬ならびに検体採取の対象となっている馬は、その審査または検査が終了するまでは競技が継続しているものとみなす。

43. ベストコンディション賞候補馬の通告は、ゴール後 1 時間以内に行わなければならない。また、検体採取の通告は、ベストコンディション賞候補馬についてはその審査後 30 分以内に、その他の馬については当該馬の最終のインスペクション終了後 30 分以内に行わなければならない。

44. ベストコンディション賞候補馬の通告時間内または通告されてから治療行為を行ったときは、ベストコンディション賞候補馬にはなり得ない。また、検体採取の通告時間内または通告されてから獣医師団の許可を得ずに治療行為を行ったときは、当該選手は失格となる。

45. 1 年間に 3 回以上異常歩様のため失権となった馬は、エンデュランス規程付則 7 に定めるとおり次の競技出場の 4 週間前までに馬管理責任者が JEF エンデュランス本部へ通知しなければならない。第 1 回（競技前）インスペクションの前に、獣医師団長を含む獣医師 3 名のパネルにより競技参加適性を判断されなければならない。

46. 本規程に記載のない事柄については FEI の規定に従うものとする。

附 則 この補則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この補則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 24 条、第 25 条

附 則 この補則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第 22 条

附 則 この補則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 1～11、15～30、32～34、36～41 条

附 則 この補則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 1、4、7～10、16、22、26～28、35、39、43～45、47 条

(8、35、39 は一部削除)

附 則 この補則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(心拍数・聴診器) 第 13～19 条、第 21 条

附 則 この補則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 7、10、19、27、36 条 いずれも文言整理